

最終更新日: 2016年11月30日
株式会社エッチ・ケー・エス

代表取締役社長 水口大輔

問合せ先: 取締役管理部長 高根澤進

証券コード: 7219

<http://hks-power.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主・投資家の皆様やお客様をはじめ、取引先、地域社会、従業員等から信頼される事業活動を行うことにより、企業価値を高めていくことを目的として、実効性と透明性の高い経営体制の実現を目指しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則5項目を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社アポロ	1,588,000	39.70
株式会社静岡銀行(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	170,000	4.25
東京海上日動火災保険株式会社	135,000	3.38
長谷川 浩之	130,900	3.27
株式会社山梨中央銀行	130,000	3.25
静岡キャピタル株式会社	98,000	2.45
山本 衛	93,600	2.34
HKS従業員持株会	92,796	2.32
北川 五一	88,000	2.20
株式会社三菱東京UFJ銀行	84,000	2.10

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 8 月

業種 輸送用機器

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人は、法令に定められた会計監査報告を監査役に提供するにあたって、監査報告会を開催しております。また、監査役、及び会計監査人は、必要に応じて随時情報の交換を行うことにより相互の連携を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
北根 幸道	他の会社の出身者													
植松 敏光	他の会社の出身者													
山本 昭明	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 m その他

会社との関係(2)			
氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北根 幸道		——	職歴を通して蓄積された知識・経験により、中立的な立場から公正に経営者の職務執行状況を監視する上で、適格性を有していると判断しております。
植松 敏光	○	——	職歴を通して蓄積された知識・経験により、中立的な立場から公正に経営者の職務執行状況を監視する上で、適格性を有していると判断しております。 【独立役員の指定理由】 当社との間に特別な利害関係が無く、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、指定いたしました。
山本 昭明		氏が代表取締役を務める株式会社山本ブランド研究所と当社との間に、コンサルタント業務契約を締結しており、当社は同社に対して委託業務料を支払っております。その金額は僅少であります。	職歴を通して蓄積された知識・経験により中立的な立場から公正に経営者の職務執行状況を監視する上で、適格性を有していると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

——

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度は、経営努力・勤労意欲の促進策として有効な施策として認識しており、企業業績や株式市場の動向および取締役に対する報酬制度等を総合的に勘案して導入の時期・方法を検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

——

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

平成28年8月期の当社の取締役および監査役に対する報酬等の額は次のとおりであります。
 定款または株主総会決議に基づく報酬
 取締役 50,721千円
 監査役 7,600千円（うち社外監査役 7,600千円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役を補佐する専任担当者はおりません。

監査役会が監査役の職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合、監査役会と協議の上、必要な人員を配置することとしております。

内部監査人は、監査役会で決定した年度監査計画に基づいた業務監査を連携して行うとともに、必要に応じて随時情報の交換を行うことにより相互の連携を高めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 業務執行に関しては、毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、事業活動に係わる重要な意思決定および業務執行の監督を行っております。

2. 業務執行の監査に関しては、毎月1回監査役会を開催するほか、毎月1回開催される取締役会に原則として監査役全員が出席するとともに、常勤監査役は取締役会及び会社の重要な意思決定を審議する各種会議に出席し、業務の執行が適正に行われているかを監視しております。監査役は、監査役会で決定した年度監査計画に基づいて業務監査を実施しております。

内部監査人は、当社及び子会社の業務監査を行い、業務プロセスの有効性・適切性を監査するとともに、コンプライアンスの状況を監査し、代表取締役へ報告しております。

3. 当社を取り巻く各種のリスクに機動的に対応するため、コンプライアンス、企業倫理、IR、環境保護をはじめとする企業の社会的責任全般について統括する組織として、CSR委員会を設置しております。

業務執行の過程で発生するリスクに関しては業務部門ごとにリスク管理体制を敷いているとともに、突発的な災害に対しては、代表取締役を本部長とする災害対策本部を設置して対策を行うこととしております。

4. 会計監査人は芙蓉監査法人を選任しております。監査役、内部監査人、及び会計監査人は、必要に応じて随時情報の交換を行うことにより相互の連携を高めております。

・業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人および継続関与年数

指定社員・業務執行社員 鈴木 潤 芙蓉監査法人 6年

指定社員・業務執行社員 鈴木 岳 芙蓉監査法人 1年

・監査業務に関わる補助者の構成

公認会計士3名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役による適格な意思決定と迅速な業務執行を行う一方で、監査役による適正な監督および監視を行うことにより十分な統制機能を働かせることが可能と判断し、現状の体制を採用しております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は8月であり、株主総会の開催日が集中することはありません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(http://www.hks-power.co.jp/)に、決算短信等を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「倫理行動規範」を制定しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役及び使用人は、「倫理行動規範」に定める行動基準にしたがって、法令・定款を遵守して職務を執行する。
 - ・取締役会は、事業活動に係る法規制等を遵守するために必要な組織・体制を整備して、当社グループにおけるコンプライアンスを推進する。
 - ・取締役は、事業活動の遂行に関連して、重大な法令・定款に違反する恐れのある事実を発見した場合には、速やかに取締役会に報告する。
 - ・内部監査人は、当社及び子会社の業務監査を行い、業務プロセスの有効性・適切性を監査するとともに、コンプライアンスの状況を監査し、代表取締役に報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務執行に係る文書等の情報については、法令及び社内規定に基づいて、適切に保存・管理する。
 - ・取締役及び監査役は、取締役の職務の執行状況を確認するため、前項の文書等の情報をいつでも閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社を取り巻く各種のリスクに機動的に対応するため、コンプライアンス、企業倫理、IR、環境保護をはじめとする企業の社会的責任全般について統括する組織として、CSR委員会を設置する。
 - ・取締役は、職務執行の過程で発生するリスクについて、業務部門ごとにリスク管理体制を整備し、損失の早期発見と未然防止を図る。
 - ・突発的な災害については、代表取締役を本部長とする災害対策本部を設置し、迅速且つ機動的な対応を行うことにより、損失の拡大を防止する。
4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会は、取締役の職務分担を明確にするとともに、責任と権限が明確な体制・規程を整備する。
 - ・毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、事業活動に係る重要事項の決定及び取締役の職務の執行状況の報告を行う。
 - ・取締役会は、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定して全社的な目標設定を行い、定時取締役会において、目標達成に向けた取締役の職務の執行状況を確認することにより、経営環境の変化に対応した迅速な意思決定を行う。
5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社は、子会社の経営の自主性・独立性を尊重するとともに、当社グループ全体の経営の効率的な運営と適法かつ適正な業務を遂行するための指導・支援を行う。
 - ・子会社の取締役または監査役のうち1名以上は当社の取締役または使用人を選任し、子会社における職務執行の監督または監査を行う。
 - ・子会社は、当社と定期的に会議を開催し、当社グループに影響を及ぼす重要な経営事項について報告及び協議を行う。
 - ・当社の監査役及び内部監査人は、子会社の業務執行の適法性並びに業務プロセスが適正であるかを確認するため、必要に応じて子会社の調査を行い、または報告を求めることができる。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役会が監査役の職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合には、監査役会と協議の上、必要な人員を配置する。
 - ・監査役の職務を補助すべき使用人を設置した場合、取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事異動及び人事考課は、監査役会と協議して決定する。
7. 監査役に報告するための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・毎月1回開催される取締役会に原則として監査役全員が出席するとともに、常勤監査役は取締役会及び会社の重要な意思決定を審議する各種会議に出席し、業務の執行が適正に行われているかを監視する。
 - ・取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事実が発生したまたは発生する恐れがある事実や、取締役及び使用人による重大な違法または不正な行為があることを知った場合には、速やかに監査役に報告する。
 - ・監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取扱いを行わない。
 - ・監査の実施のために必要な費用については、当社が負担する。
 - ・監査役及び内部監査人は、監査役会で決定した年度監査計画に基づいた業務監査を連携して行うとともに、必要に応じて随時情報の交換を行うことにより相互の連携を高める。
 - ・内部監査人は、監査役から請求があった場合には、監査報告書を提出し、また必要に応じて説明を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力・団体等に対しては、(1)正当な理由のない金銭は出さない。(2)反社会的勢力、団体等を利用しない。(3)反社会的勢力、団体等の機関紙等の購入をしない。を基本的原則のもとに毅然とした態度で対処する旨を、「倫理行動規範」に定めております。対応統括部署を管理部総務課とし、不当な要求などの事案ごとに関係部署と協議のうえ対応しております。また、所轄警察、顧問弁護士および企業防衛対策協議会等外部の専門機関と連携し、情報の収集・管理を行っております。

Ⅴ その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜適時開示体制の概要＞

- ・適時開示における情報取扱責任者を取締役管理部長とし、適時開示規則への照会は管理部が担当しております。
- ・取締役会において審議される会社情報は、取締役管理部長がその重要性を判断し、適時開示規則に準じて開示しております。
- ・社内外で発生した会社情報は、取締役管理部長および情報発生元の取締役による協議のもと、その重要性を判断し、適時開示規則に準じて開示しております。
- ・決算に関する会社情報は、取締役管理部長が取締役会への報告を経て、適時開示規則に準じて開示しております。なお、これらの会社情報は、外部への公表と同時に、全ての取締役、監査役および子会社の責任者等へ電子メールにより報告されており、かつ当社ホームページでも公開しております。